

2025年度国家公務員食品衛生監視員採用試験に係る会場借上等一式の公募について
(公募要領)

1 会場使用日程（予定）について

令和7年5月24日（土）・5月25日（日）の2日間

※ 5月24日（土）に行う会場設営後、5月25日（日）の試験当日まで他の利用のための貸出等が行われず、設営状態が保持されるようにすること。なお、会場設営の時刻は受注者と調整すること。

※ 5月24日（土）に行う会場設営後、5月25日（日）試験当日の8時まで会場の利用がないため利用料金を生じさせないこと。

2 開催場所について

・東京メトロ霞ヶ関駅、永田町駅、国会議事堂前駅のいずれかの鉄道駅から徒歩5分程度であること。

・過去5年間に於いて人事院が主催する国家公務員採用試験の試験会場として使用した実績があること。

3 参加予定者数等

受験予定者 250人、試験係官等 20人、計 270人

4 会場等の条件

（1）試験会場について

[1] 5月24日（土）の会場設営から5月25日（日）17時まで使用可能であること。

[2] 受験予定者250人について、単独の施設内の1室～2室に収容し、試験を受けられる会場を用意する。なお、会場については、各室において試験係官6人が十分監視できる環境とすること。

[3] 試験当日に試験室と同一フロア内に他団体の利用がないこと。

[4] カンニング等の不正行為防止のため、受験者の配置は、他の受験者の席との間に可能な限り距離（概ね1～2メートルの間隔）を空けること。

[5] 試験係官が受験者1人1人に問題集等を容易に配布できる広さの通路（概ね1～2メートルの間隔）を確保できること。

[6] 会場前方に問題集等の仕分けを行うスペースもしくはバックヤードがあること。

[7] 会場内に、受付を行う際の受験者の待機場所として、広場や通路等の十分なスペースを有すること。

[8] 各会場にホワイトボードもしくはパーティションを5台、立て看板2個、マイク1本及び音響設備を会場に備えること。

(2) 遅刻者向けの試験会場について

- [1] 5月24日(土)の会場設営から5月25日(日)17時まで使用可能であること。
- [2] 遅刻者に対する措置による回答時間延長措置を行うため、(1)の会場と同じ施設内で、20～25人程度(集団での遅刻に対応するため)の試験の実施が可能な会場を1室確保すること。
- [3] 会場内に、受付を行う際の受験者の待機場所として、広場や通路等の十分なスペースを有すること。
- [4] ホワイトボード1台、立て看板1個、マイク1本及び音響設備を会場に備えること。

(3) 体調不良者の使用する会場について

- [1] 5月24日(土)の会場設営から5月25日(日)17時まで使用可能であること。
- [2] 体調不良者が発生した際に、周りの受験生へ影響を及ぼさないように試験を実施するため、(1)の会場と同じ施設内で、1～2人程度の試験の実施が可能な会場を1室確保すること。
- [3] ホワイトボード1台を会場に備えること。

(4) 試験事務室として使用する会場について

- [1] 5月24日(土)の会場設営から5月25日(日)17時まで使用可能であること。
- [2] (1)の会場と同じ施設内で、試験係官の打ち合わせ、試験関係資料の配付・回収等を行うため、20人程度が収容可能な会場を1室確保すること。
- [3] 20人程度が待機できるように机、椅子を会場に備えること。

(5) その他要件

- [1] 試験当日、同一会場内にて他団体等が実施する各種試験、会議、シンポジウム等と競合しないこと。なお、少人数による会議室の利用等、試験の適正な実施に支障をきたさない範囲内での他団体による利用は可とする。
- [2] 会場周辺において、近隣での騒音等、試験の適正な実施に影響するような行事等が行われないこと。
- [3] 車両からの荷物搬入のため、試験会場前に車寄せスペース及び駐車場があること。
- [4] 会場内は持ち込んだ弁当等の飲食を可とすること。
- [5] 各室内の換気能力が十分に備わっていること。
- [6] 試験室、試験事務室等への机、椅子、その他必要な備品の設置を含む試験会場の設営に係る費用も契約金額に含めること。
- [7] 各会場に冷房措置ができる空調設備を用意すること。
- [8] 試験係官がパソコン端末等を利用するにあたり、各会場で利用可能なセキュリティが整ったWi-Fi環境を用意すること。
- [9] トイレについて、受験者の男性と女性の割合が同程度になると想定した場合に、男女別で混雑なく使用することができること。
- [10] 試験の適正な実施に影響するおそれがあると考えられる掲示物や配布物等を撤去又は一時保管できるようにすること。また、照明装置、冷房設備等、施設の異常に対し、対応できる者が試験当日に常駐していること。
- [11] 受験予定者数の減少等により、契約後に一部又は全部の会場利用をキャンセルする場合、

会場の使用規約に基づいた範囲内でキャンセル料を請求し、その他一切の費用を生じさせないこと。

- [12] 本公募要領に記載されていない状況が発生した場合は、現地の当省担当官と協議のうえ決定し、当該決定内容を適切に行うこと。ただし、対応にあたり、当初の契約金額に追加が生じる場合はその旨を、また追加金額が発生しないで、ある程度の対処が可能な方法がある場合はその旨も併せて、必ず現地当省担当官に伝えること。

5 手続等

- (1) 応募期限 令和7年3月19日(水)12時00分まで
- (2) 応募方法 次の書類を下記(3)の提出先に郵送により提出すること。なお、書類について、書留郵便とした上で提出期限までに到着するよう送付し、かつ応募者が電話により受領の確認を行う必要がある。

【提出書類】

- ・応募申込書(別紙様式1)
 - ・誓約書(別紙様式2)
 - ・過去5年間において人事院が主催する国家公務員採用試験の試験会場として使用した実績があることが分かる資料
 - ・応募企業の案内・概況を示す資料、パンフレット等
 - ・会議施設概要資料、施設内図面、パンフレット、写真等
 - ・本公募要領に基づく、会場等借上等一式の見積書(内訳添付) (※)
- ※ キャンセル料の条件について、記載又はキャンセル規約を添付すること。

- (3) 提出先 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部
企画・検疫課 検疫所管理室 経理・管理係 担当：長澤、糸数
TEL:03-3595-2333

6 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7 その他

- (1) 応募に当たっては、5(2)所定の書類全てを提出すること。これらの資料の提出がない又は虚偽の記載をし、若しくは記載内容に反することとなったときは、当該者の応募を無効とする。
- (2) 提出された書類等の内容について、当省が照会をした場合には誠実に対応すること。
- (3) 公募の結果については、応募締切り後1週間程度を目途に書面で通知する。
- (4) 応募者が複数の場合、一般競争に付し、会場を選定することとする。なお、必要に応じて現地の確認等を行い、4に記載される会場等の要件を満たさない場合は、7(1)に基づき当該者の応募を無効とする。

- (5) 借上げに関連する一切の料金は、全額精算払い（業務完了後の後払い）となり、申込金、前納金等、名義の如何を問わず契約金額の前払いは行わない。
- (6) 正式な契約は、応募内容を踏まえ、詳細を調整の上で確定することとなる。
- (7) 応募に際しての資料作成費用や会場の仮予約に要した費用等、契約に基づかない費用は一切負担しない。
- (8) 応募に際して提出された資料は返却しない。
- (9) 本調達に係る契約締結日は令和7年4月1日を予定している。ただし、当該予定日までに令和7年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しない場合は、契約締結日は予算が成立した日以後となる。また、暫定予算となった場合は、全体の契約期間のうち、暫定予算の期間分のみを対象とした契約となることがある。

応募申込書

2025年度国家公務員食品衛生監視員採用試験に係る会場借上等一式

厚生労働省が公募する標記の件について、公募要領の記載を全て確認・了承の上で応募します。
また、当社（私）は、下記の事項について、事実と相違ないことを申し添えます。

記

1. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、意思表示期限日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社（私）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がありません。
3. 当社（私）は、その他の公募に必要な資格を全て有しております。
4. 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。
5. 当社（私）は、事業の実施に当たり、各種法令を遵守します。
6. 前記1から5について、当社（私）の再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様の対応をします。

この申込書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて指名停止等の不利益処分を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、申込に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

以上

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長 殿

【添付書類】

- ・ 誓約書（別紙様式2）
- ・ 会議施設概要資料、施設内図面、パンフレット、写真等
- ・ 応募企業の案内・概況を示す資料、パンフレット等
- ・ 会場等借上の見積書（内訳添付）
- ・ 過去5年間に於いて人事院が主催する国家公務員採用試験の試験会場として使用した実績があることが分かる資料

(この応募に関する照会先)

所 属 ・ 部 署 :

氏 名 :

電 話 番 号 :

E - m a i l :

誓 約 書

当社（私）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

なお、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長 殿

※ 個人の場合は氏名欄に生年月日を付記すること。法人の場合は、役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料（任意様式）を添付すること。